一～九　（略）	一～九　（略）
十　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定	十　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
十一　（略）	十一　（略）
十二　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定	十二　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十三　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条及び第百十二条（第十二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定	十三　（略）
十四　（略）	（新設）

附　則

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第一条本文の政令で定める日（平成二十九年十一月一日）から施行する。ただし、本文の改正規定は、平成二十九年九月二十二日から、第十号及び第十二号の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

○財務省令第五十四号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項から第三項までの規定に基づき、財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「この条」の下に「及び第五条」を加える。

第三条第二項を削り、同条第一項中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十八条の二第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十八条の二第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により特区内農産物等（同項に規定する特区内農産物等をいい、当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この項において同じ。）を原料として同号、同条第一項第三号又は第四号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等をこれらの酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、同項に規定する当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のものとする。

本則に次の二条を加える。

（製造する酒類の数量の範囲）

第四条　法第二十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される酒税法第十一条第一項に規定する財務省令で定める数量は、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。）ごとに、同法第七条第二項第四号に定める数量とする。

（自己の営業場において飲用に供する場合等に準ずる場合）

第五条　法第二十八条の二第三項に規定する財務省令で定める場合は、同条第一項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合とする。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の意見書の内容の審査の方法）	（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の意見書の内容の審査の方法）
第十一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第二十八条第二項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人を	**第十一条**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第二十三条第二項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人を